

新聞発表

昭和21年9月19日

学校経営研究委員会設置について

学校教育の劃期的刷新を圖るため、今次文部省に於て学校経営研究委員会を設け、その調査研究を行ひ、今後の新教育施策についての標を明にし、又現下の急務上の方針を確立せんとするものである。

この委員会は、教育刷新についての一般的な問題を始め、具体的教育内容等について調査研究を行ひ、今後の新教育施策についての標を明にし、又現下の急務上の方針を確立せんとするものである。これがため委員会は、国民学校、中等学校、高等学校に於ける教育及び保健等に關する一級事項、新教育に於ける健康衛生面の各専門に於ける研究報告を文部大臣に提出するものである。

2-3
15

尚、委員設置の期間は二ヶ月以内である。

本委員会の委員は次の通りの五十五名で、第一回總會は本月二十日二十一日の兩日、東京女子高等師範学校で開催される。



山崎 025

體育研究委員會第一回總會次第

一、場所 東京女子高等師範學校

二、日時 昭和二十一年九月二十一日(金) 午前九時より
二十一日(土)

司會委員會幹事

一、文部次官挨拶

二、ノールヴィル少佐挨拶

三、委員長、副委員長の互選

四、委員長、副委員長挨拶

五、議事

イ、議事規則の制定に就て

ロ、議事の運営に就て

ハ、其の他

◎ 日 次 (體育研究委員會第一回總會に配布するもの)

一、第一回總會次第

二、委員名簿

三、委員會要綱

四、議席圖

五、米國教育使節團報告書

六、民間情報教育部よりの委員會運営に関する助言

七、學校體育關係法規抜萃

八、現行學目抜萃
通牒類(發體七三號、發體八〇號、發體八三號)

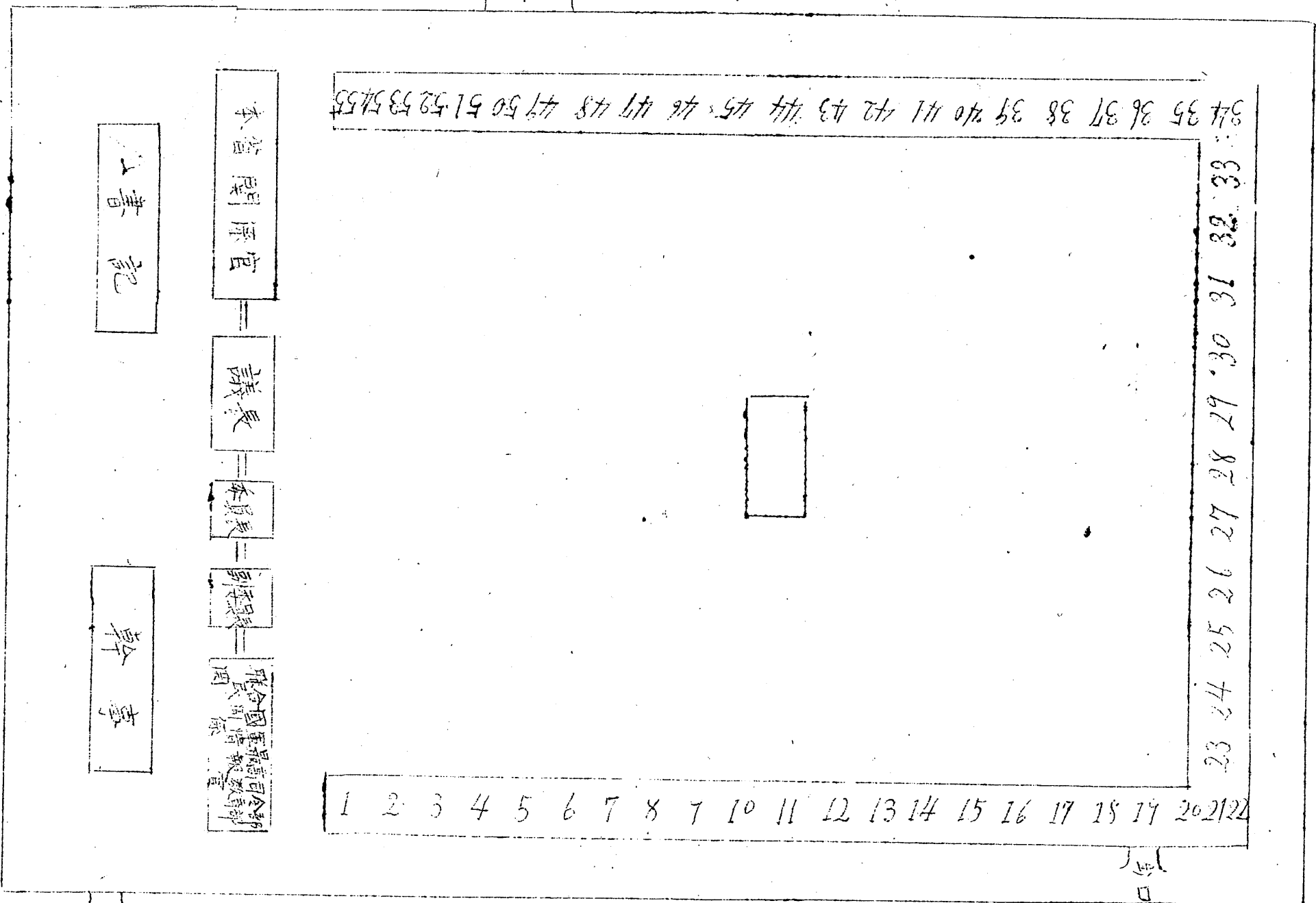
九、體育擔當地方事務官會議に於ける文部大臣の諮問事項に對する答申

十、體育擔當地方事務官の學校體育教授要目制定に関する改正意見

十一、高等學校體育科教授要綱(案)

十二、委員略歴及び連絡先記入用紙

學校體育研究委員會總會 議席圖



學校體育研究委員會日程表

各部委員會

備考

九月	日	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

備
三三六
係會會考
議場
八八
午女
前子
九高
時等
開前
責任者
小
島
茂
善

第七部	第六部	第五部	第四部	第三部	第二部	第一部
保	體	高女	高男	中女	中男	國
健	育	等子	等子	等子	等子	民
校	校	專門	專門	專門	專門	學
中	江	山	山	山	山	小
廣	村	島	島	島	島	大
太	政	廣	廣	廣	廣	小
島	之	司	司	司	司	大
大	鈴	小	小	小	高	高
鈴	古	古	古	古	市	市
山	木	川	川	川	平	平
					石	石

學校體育研究委員會要綱

一 學校體育研究委員會は、學校體育に關する重要事項の調査審議及び、學校體育内容の研究を行ふ。

委員會は、前項の調査審議並に研究の結果を文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮問した學校體育に關する重要事項について答申するものとする。

二 委員會は委員長一人、副委員長一人及び、委員六十人以内で、これを組織する。

特別の事項を調査審議又は研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

三 委員及び臨時委員は、學校體育に關する専門家並に學識經驗ある者の中から、文部大臣がこれを命じ、又はこれを委嘱する。

四 委員長及び副委員長は委員の互選による。

五 委員長は會務を總理する。

副委員長は、委員長を輔佐し、又委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

六 委員會設置の期間は二ヶ月以内とする。

七 委員は左の部に分屬し各部毎に主査を置くものとする。

第一部 國民學校に於ける體育

第二部 男子中等學校に於ける體育

第三部 女子中等學校に於ける體育

第四部 男子本學高等專門學校に於ける體育

第五部 女子專門學校に於ける體育

第六部 學校體育に關する一般事項

第七部 學校體育に於ける健康衛生面

八 委員會の會議には、文部省關係官は出席して、意見を述べることが出来る。

九 委員會に幹事を置く。

幹事は、文部大臣がこれを命ずる。

幹事は、上司の指揮を承け、職務を整理す

一〇 委員會に書記を置く。

書記は、文部大臣がこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を承け、職務に従事する。

池校體育研究委員會議事規則案

第一條 會員は、委員長がこれを招集する。

第二條 委員長は、會議の議長となり、議事を整理する。

第三條 委員長、副委員長が共に事故があるときは、豫め委員長の補名する委員が、委員長の職務を代理する。

第四條 會議は、委員及び會議の目的たる事項に關係ある臨時委員を合せて、その二分の一以上の出席がなければこれを開くことができない。但し豫め時に議決を経たときはこの限りでない。

第五條 議席は豫め抽籤でこれを定める。

第六條 發言しようとするものは、議長の許可を受けなければならぬ。

第七條 修正の動議を提出しようとするものは、案を作り、議長に差出し出さなければならぬ。但し輕易な修正は口頭で述べることが出来る。

第八條 動議は、賛成者がなければ、議題とすることができない。

第九條 議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数でこれをきめる。

可否同数のときは議長がきめる。

第十條 採決は、起立によつてきめる。但し、議決により記名投票又は記名投票を用ひることが出来る。

第十一條 委員が必用と認めるときは、特別の事項を審査するため特別委員を置くことができる。

特別委員は委員及び臨時委員のうちから委員長がこれを指名する。

第十二條 特別委員は、特別委員会を組織し、其の互選により委員長を置く。

特別委員長は審査の經過及び結果を會議に報告しなければならない。

特別委員には本則の規定を準用する。

第十三條 庶務七による各部の議事に付ては本則を準用する。

第十四條 議事後は、幹事がこれを作成する。

第十五條 本則に規定していない事項に付ては委員長が必用に応じてこれをきめる。

民間情報教育部よりの委員会運営に關する助言

民主的選舉の原則

- 一、構成員には候補者を推薦する機會を與へるべきである。
- 二、通常各地位につき二名乃至、それ以上の被推薦者があるべきである。
- 三、候補者についての十分な豫備知識が與へらるべきである。
- 四、候補者の長所、短所についての自由な討議と考察をなす機會を與へるべきである。
- 五、投票は、誰れが投票したかが候補者に分らないやうな方法で行はるべきである。さらに重要な投票に於ては、誰れが誰れに投票したかがお互に分らないやうな方法で行ふべきである。従つて無記名投票を提案する。
- 六、當選が宣明される爲には、候補者は過半数の得票がなければならぬ。
- 七、票數を數へ、得票數を報告する際には正確さと、眞實さを保證し得る様注意を拂はねばならない。

民主的決定法の原則

- 一、構成員には、考究すべき問題を提出する機會を與へるべきである。
- 二、決定についての關與者は、問題についての主要な事實の凡てを利用すべきである。
- 三、二者擇一的決定法を考慮すべきである。
- 四、包藏する問題については自由な討議と、考察をなす十分な機會を與へるべきである。
- 五、重要な論争問題についての投票は、個人が他人の投票に影響されず又、各個人がさつてある立場を他人に知らせる様な組織によつて困惑させられる事のない様な方法で行ふべきである。
- 六、多數決制が必要である。
- 七、票數を數へ、得票數を發表する際には正確さと、眞實さを保證し得る様注意を拂はねばならない。

FUNDAMENTALS OF A DEMOCRATIC ELECTION

1. Members should be afforded the opportunity of making nominations.
2. Ordinarily there should be two or more nominees for every position.
3. Full information concerning the candidates should be available.
4. There should be ample opportunity for free discussion and consideration of the strength and weaknesses of candidates.
5. Balloting should be conducted in such a way as to prevent candidates from knowing how anyone voted, and in important election no one should know how anyone voted. Thus, the secret written ballot is suggested.
6. In order to be declared elected, a candidate must have a majority vote of those casting ballots.
7. Care should be taken to assure honesty and accuracy in counting and reporting of ballots.

FUNDAMENTALS OF A DEMOCRATIC DECISION

1. Members should be afforded the opportunity of presenting problems for consideration.
2. Participants in the decision should have available all of the principal facts concerning the problem.
3. Alternative solutions should be given consideration.
4. There should be ample opportunity for free discussion and consideration of problems involved.
5. Balloting on important controversial issues should be conducted in such a way that individuals will neither be influenced by the votes of others or embarrassed by a majority which permits others to know the stand which they have taken. Thus secret written ballot is suggested.
6. Majority decision is necessary.
7. Care should be taken to assure honesty and accuracy in counting and reporting of ballots.

JOHN W. NORVICK

一 氏名

(ローマ字)

性(男女)

年令()

才)

二 現住所

三 現職

四 學歷

五 學校卒業以來、主職歴

六 著書

七 体育ニ関スル經驗及閱歴

八 其他、参考事項

九 連絡先

(電話局番)

學校研究委員會委員氏名及び部署 (ABC順)

第一部 (國民學校之部)

大阪市依羅國民學校校長	藤木正一
東京都高田第五國民學校校長	名倉愛吉
新潟縣野田國民學校教員	西潟和雄
川越市川越第一國民學校教員	清水俊子
東京都常盤松國民學校校長	露木松雄
東京高等師範學校附屬國民學校教員	田中豐太郎
橫濱市浦島國民學校教員	山田ノブ
東京都四谷第六國民學校教員	吉田春

兼務

東京體育專門學校教員	本間茂雄
藤村高等女學校教員	伊澤エイ

東京帝國大學	事務官	加藤廉夫
早稻田大學	教員	三橋義雄
東京體育專門學校教員	教員	橋岡英吉
日本體育專門學校教員	教員	遠山喜一郎
東京女子高等師範學校教員	教員	戸倉ハル

第二部 (男子中等學校之部)

東京高等師範學校附屬中學校教員	江尻容
埼玉縣浦和中學校教員	原田隆造
麻布中學校校長	細川潤一郎
東京都立上野中學校教員	松山治美
千葉縣佐原青年學校校長	塚本一成
東京都立重松工業學校教員	徳永陸
千葉縣野田農工學校教員	宇佐美守

神奈川縣小田原中學校教官 山崎 義雄

岡崎高等師範學校教官 湯井 淺一

東京高等師範學校教官 今村 嘉雄

日本師範專門學校教官 遠山 喜一郎

第三部 (女子中等學校之部)

山梨縣立山梨高等女學校教官 飯島 五郎

藤村高等女學校教官 伊澤 工一

女子師範學院 教官 小林 清江

奈良女子高等師範學校附屬國民學校 教官 公本 千代榮

東京都立第二高等女學校教官 大崎 秀喜

東京都立代官高等女學校教官 光石 典子

千葉縣佐原高等女學校校長 山口 久太

岡崎市立高等女學校教官 矢田 香子

兼務

東京師範專門學校教官 本間 茂雄

東京師範專門學校教官 竹下 休藏

東京女子高等師範學校教官 戸倉 八郎

第四部 (高等專門學校之部)

岡崎高等師範學校教官 淺井 淺一

東京師範專門學校教官 本間 茂雄

東京高等師範學校教官 今村 嘉雄

東京帝國大學 事務官 加藤 藤夫

早稻田大學 教官 三橋 義雄

成蹊高等專門學校教官 下岡 佐吉

關東學院 專門學校教官 白山 源三郎

兼務

東京體育專門學校教官 鶴岡 英吉
日本體育專門學校教官 遠山 喜一郎

明治大學 教官 松本 瀧藏

第五部 (女子專門學校之部)

東京女子體育專門學校長 藤村 トヨ

大阪女子專門學校教官 河井 富美惠

廣島女子高等師範學校教官 川村 英男

東京女子高等師範學校教官 森 悌次郎

津田塾專門學校教官 中島 孝子

Y. W. C. A. 武内 キクエ

東京體育專門學校教官 竹下 休藏

東京女子高等師範學校教官 戸倉 ハル

第六部 (體育一般之部)

東京帝國大學 教官 東 龍太郎

大日本體育會理事 長 清瀨 三郎

公衆衛生院 技官 松井 三雄

明治大學 教官 松本 瀧藏

東京高等師範學校 教官 野口 源三郎

東京體育專門學校 校長 大谷 武一

兼務

東京帝國大學 事務官 加藤 清夫

第七部 (保健教育及學校衛生之部)

兼務

東京帝國大學教官 東

龍太郎

東京都 岩國民學校 養護教員	東京 齒科醫學專門學校 教員	東京 帝國大學 教員	千葉縣 千葉國民學校 校醫	日本 學校衛生會 理事長	東京 帝國大學 教員	東京都 臨川國民學校 齒科醫
千葉	齋藤	栗山	市川	岩原	福田	原
夕	鶴吉	重信	重平	邦拓	邦三	一學

皇太子御成婚御慶賀
（九月三日九時 東京皇居）
高年御慶賀存
いねり子御成婚御慶賀

第一回總會を開くに當りま—こ—言仰務瑣を申述へます。

御承知の皇終戦によつて我が國及び自子とよま—と皇大

臣等命のつは果に平和の民主主義國家を建設する

こととあります。この大使命を成し遂げらるるは固より

國民の一人一人がその責を盡すに在りては固より

臣力を竭すに在りては固より

申すまでも其の根本を以ては教育にあり孰中

學校教育がその基をなすべからざる言ひます。

この意味に於ては「過ちなきに由りて誤まらぬ」

と軍國主義に極端な國家主義の基を以て教育

育を此の際根本的に刷新改善することを見ゆる

もの基礎として最も重要なり且つ最も重要

なる事（を）としてあると思ふのであります。

ゆへに教育と云ふものは終戦に半分の教育

の予報に因ずる諸事并につきまゝの凡ゆる角度の

既成検討を繰返すこと共に急遽に警備一掃へま

の即時之を實行しつゝまゝの如くあります。

然し根本的に検討を要するべく多くの事項の整理は

に幾せんあるべきであります。

特に体育の其中目録に主義的要素を多分に含ん

てある点から見まゝに又國際性の豊かさから

見てもこの主義主義教育の上に重大な役割を演

(註) 昭和十一年十一月

かへきもりてありますから、學校教育の内容と一しり体育
の刷新改善を固ることは今後の教育と最も重大なことと
あると信ずるのであります。

初一以下の刷新改善の進捗は多にあり、思ふままにが
ねと申すも、体育のことは、体育の普及者、研究
者、統制者等、直接体育に在り、おるや、はによつて
おるべきが、最善の途であると思ひます。し、今日特に

此種体育研究委員を設置して、一に次第あり

まう。

もつとも異存教育の制度上の~~臣~~的取扱のこの目下
教育刷新委員等に依りて検討されつゝあります

異存教育の制度の決定を以て見まへて更に検討

されることが原則にあると思ひますが、
一七歳教育のことは

一日も~~の~~せいであるに事柄でありませう、
原則は原則

と申すまでも当然検討し研究を要するに事柄はつきりし

は一日も早くこれに着手しその結果を要するものに

つては能う限らぬに之を善くしゆりゆらるると思ふ
かまひませう。

かゝる意味は決まらぬに本委員會を發足せしむ

のであります。各處に社がゆきまはるは後の我が國學校

体育の在り方即ち刷新を要す（を根本の諸問題

をふりかへるべきこと）といふこと、又その諸問題

に對して凡ゆる角度から十分御調査御審議下さい

まゝに果は平和日本の建設に貢獻せしむる所と致し

適切な果実的方針を見出し、これをもとに、じやいませ。

秋をまじへて、今後一歩一歩、西の門を掲げ、ゆるゆるな。

と思ふ者が、即ち中、誠には、痛くやいませ、何うよ。

仰願ひ、まじませ。

最後、三御評、承を、まじませ、まじませ、普く、まじませ、まじませ。

まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ。

聘、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ。

聘、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ、まじませ。

不可能と仰るに、この七師団國軍最高司令部に、閣

情報部が、このノ一へ、この少佐の御指し、御指導を

願ふことはいさゝか、まゝ、此の機曾、御尊へ、こゝへ、

お仰せ願ふ、この御指し、御指導、この御指し、御指導、

よ、お仰せ願ふ、この御指し、御指導、

と、お仰せ願ふ、この御指し、御指導、

Copyright © 1956, 1957